

下関市監査委員公表第7号
平成30年3月23日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	阪	田	高	則
同	川	原	徳	也
同	木	本	暢	一
同	山	下	隆	夫

記

1 監査の対象

保健部

保健総務課、保健医療課、試験検査課、成人保健課

動物愛護管理センター

契約部

契約課

ボートレース企業局

ボートレース事業課、ボートレース契約課

2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年11月30日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成30年1月4日から平成30年2月28日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

保健総務課について

臨地実習の受入に係る雑入の調定伺書及び納入通知書において、納期限が記載されていないものが見受けられた。地方自治法施行令第154条第1項及び第3項の規定並びに下関市会計規則第12条の規定に基づき、納期限は適正に調査・決定のうえ記載されたい。

保健医療課について

本市では、衛生検査所精度管理専門委員会の委員（以下「精度管理専門委員会委員」という。）を、任命又は委嘱を要さない懇談会等の委員としているが、臨床検査技師等に関する法律や関係する厚生省の局長通知から、精度管理専門委員会委員には本市の非常勤の特別職としての身分が必要である。今後も精度管理専門委員会委員にこれまでと同様の業務を依頼するのであれば、関係課と調整のうえ、非常勤の特別職として任命又は委嘱されたい。

以上